令和８年度　第１０回　茅ヶ崎市感染症診査協議会　会議録

議題	(1) 結核患者に関する報告について ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）感染症法第２６条において準用する第１９条第１項の規定による応急入院勧告、第２６条において準用する第２０条第１項の規定による入院勧告について (2) 結核患者に関する諮問について ア　感染症法第２０条第４項の規定による入院の延長について イ　感染症法第３７条の２の規定による結核医療の公費負担について
日時	令和８年１０月２２日（木）　１３時３０分～１４時００分
場所	茅ヶ崎市保健所　２階　相談室４、５
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため （茅ヶ崎市情報公開条例第５条第１項に該当）
出席者氏名	会　長　　冨田　章夫 委　員　　後藤　愛 委　員　　近藤　博英 委　員　　清水　博之 委　員　　宮下　克己 事務局 保健所保健予防課　保健予防課長、久布白課長補佐、濱田主査、吉野副主査、乾副主査、加藤主任、秋澤主任
欠席者氏名	
傍聴者数	
資料	諮問表（非公開）

会議の記録（摘録）

１　開会

２　議題

(1) 結核患者に関する報告について

ア　感染症法第２６条において準用する第１９条第１項の規定による応急入院勧告、第２６条において準用する第２０条第１項の規定による入院勧告について

第１９条第１項・第２０条第１項（新規）：報告１件

(2) 結核患者に関する諮問について

ア　感染症法第２０条第４項の規定による入院の延長について

第２０条第４項（延長）　　：諮問２件、承認２件

イ　感染症法第３７条の２の規定による結核医療の公費負担について

第３７条の２（新規）　　：諮問１件、承認１件

第３７条の２（継続）　　：諮問１件、承認１件

３　閉会

次回の開催日が令和８年１１月１２日（木）であることを確認し、閉会した。